平成２４年（フ）第３８号
北海道帯広市西18条南５丁目55番地９　峰田ハイツ２階Ｈ号室
債務者　石井　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
北海道帯広市西４条北１丁目５番地１　フクナガハイツ２号室
債務者　村上　謙治
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２８０号
千葉県市川市幸２丁目５番１号310室　行徳南スカイハイツＣ棟
破産者　堤　　信幸
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２６号
千葉市若葉区桜木７丁目12番９号
破産者　豊工業有限会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７９号
千葉市若葉区桜木１丁目32番49号　ヴィレッジダイドー506号
破産者　中川　紀子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
北海道千歳市真々地４丁目２番４号
破産者　有限会社高島組土建
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７６号
札幌市中央区南９条西９丁目１―33　第２三協ビル、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区西野６条２丁目３番12号
破産者　有限会社ゼネックス
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
埼玉県熊谷市田島275番地１
破産者　株式会社大川屋
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８３号
埼玉県熊谷市弥藤吾1120番地１
破産者　合資会社伊勢屋
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９７号
千葉県南房総市白浜町滝口6372番地
破産者　株式会社マルマス産業
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８０号
千葉市若葉区大草町441番地90
破産者　有限会社誠洋建装
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８１号
千葉市若葉区東寺山町1050番地４ベルデモール105号、開始決定時の住所千葉市若葉区大草町441番地90
破産者　齋藤　　誠
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５４号
千葉市若葉区高品町151番地２　ウッドパーク東千葉107号
破産者　海野すみ江
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８４号
栃木県佐野市堀米町3694　レオパレスアルコイーリス107、住民票上の住所千葉県船橋市上山町３丁目617番地18
破産者　中村　公一
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８８号
千葉市美浜区高浜３丁目５番６棟502号
破産者　高橋　儀秋
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８２号
千葉市中央区生実町2537番地
破産者　北総食品株式会社
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
茨城県神栖市平泉2491番地７　シャルムハイツ105号、破産手続開始決定時の住所千葉県香取市府馬3030番地１
破産者　鈴木　昌宏
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２９６８号
神奈川県藤沢市藤沢1046番地の１メゾンクレール203号室
破産者　有限会社エイアイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１６号
横浜市中区南仲通３丁目35番地横浜エクセレントⅢ５Ｆ
破産者　株式会社トウインクス
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１０５号
横浜市青葉区鉄町15番地５
破産者　株式会社栄進典礼
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部